

振舞アルヘカラス

第七條 本會職員ハ本會々員ニ對シテハ勿論一般外來者ニ對シテモ常ニ懇切鄭重ニ應接スヘキモノトス

第八條 本會職員ハ會計部出納係ノ外一切本會ニ關スル現金ノ取扱ヲ爲スヲ得ス

### 第三章 服務時間及其他

第九條 本會ノ執務時間及休日左ノ如シ

#### (一) 執務時間

自五月三十一日 午前八時ヨリ午後五時迄  
至十月三十一日 午前九時ヨリ午後五時迄

但職員ノ執務時間ハ別ニ之ヲ定ム

#### (二) 休日

一 日曜日、大祭祝日

二 十二月二十九日ヨリ一月三日迄

三 夏期休暇ハ七月八兩月中十日以内ヲ限リ其都度之ヲ定ム

但事務ノ都合ニ依リ本條ニ不拘服務セシムルコトアルヘシ

第十條 本會ハ毎日書記一名ヲシテ宿直セシム宿直時間ハ毎日午後五時ヨリ翌日午前八時迄トス

時間外ノ服務者及宿直員ニハ給與規程ニヨリ手當ヲ給スルコトヲ得

第十一條 休日ニハ書記及雇員中豫メ定ムル順序ニ從ヒ一名宛當直スヘキモノトス

第十二條 職員出勤シタルトキハ毎朝理事室ニ備フル出勤簿ニ調印スヘシ制規外ニ服務シタルトキ亦同シ